

自転車乗車用ヘルメット購入費

の一部を補助します

補助対象者

市内に住所を有し、令和7年3月31日時点で、次の①、②のいずれかの要件を満たす方

①7歳～18歳の児童生徒など(平成18年4月2日以降平成30年4月1日以前に生まれた方)

②65歳以上の方(昭和35年4月1日以前に生まれた方)

※①の場合は、保護者が申請できます。

※お一人様につき1個・1回限り

※過去に同種の補助金の交付を受けた方は対象外

補助対象ヘルメット

安全認証マーク(☒参照)がついている『新品』のヘルメット

※令和6年4月1日以降に購入(注文から支払いまで含む)したヘルメットに限ります。

※未使用を含む中古品は対象外

※オークション、個人間売買、譲渡などは対象外

安全認証マーク 一例



対象経費および補助金額

購入費用の2分の1(補助上限金額2,000円)※10円未満切り捨て

※送料は除きます。また、カードポイントや通販会社・店舗のポイント値引きなどを利用した分は購入費用から除きます。

注意点

・この補助金は、予算が無くなり次第終了となりますので、購入を検討されている方は、お早めにお手続きしてください。

※提出書類、その他詳細については、危機管理課に

お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

(市ホームページ)



☎ 危機管理課 ☎(55)7130

特殊詐欺対策機器の購入費

の一部を助成しています

補助対象者

市内に住所を有し、令和7年3月31日現在、65歳以上となる方で、次の①～③のいずれかの要件を満たす方

①65歳以上のひとり暮らしの方

②65歳以上の方のみで構成される世帯の方

③日中に住居に65歳以上の方のみとなることが常態である世帯の方



対象機器

通話録音機能や着信拒否機能を内蔵する固定電話機または同様の機能がある固定電話機に接続する特殊詐欺対策機器

対象経費及び補助金額

購入費および設置工事費に係る経費の2分の1以内(上限6千円) ※100円未満は切捨て

注意点

・機器購入前に必ず補助金の交付申請をしてください。

・この補助金は、予算が無くなり次第終了となりますので、購入を検討されている方は、お早めにお手続きしてください。

※提出書類、その他詳細については、危機管理課に

お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

(市ホームページ)



☎ 危機管理課 ☎(55)7130